

氏名の振り仮名の届出をされる方へ

- ◎令和7年5月26日より、初めて戸籍に振り仮名が記載されるようになりました。
通知ハガキ(令和7年8月頃発送予定)の振り仮名を確認していただき、①と②どちらがご自分に当てはまるかご確認ください。
- ◎なお、**大文字と小文字の違い**も届出の対象ですのでご注意ください。

① 通知された振り仮名が正しかった場合

届出の必要はありません

届出をしなくても令和8年5月26日以降に通知された振り仮名が
自動的に戸籍に記載されます。

◎ただし、振り仮名が記載された戸籍謄本が必要などのご事情がある場合は届出をお願いします。



② 通知された振り仮名が異なっていた場合



届出が必要です

◎届出をしていただくことにより、現在使用している振り仮名を戸籍に記載することができます。

届出に関する注意点や持ち物は裏面へ！



届出できる方

氏の振り仮名の届

- ◎届出できる人は通知ハガキに記載されています。
原則「戸籍の筆頭者」となりますが、筆頭者が除籍になっている場合は「配偶者」が、さらに「配偶者」も除籍になっている場合は「子」から届出できます。

名の振り仮名の届

- ◎届出できる人は通知ハガキに記載されています。
戸籍に記載のある各個人から届出していただきます。
ただし15歳未満のお子様は親権者が届出できる人となります。
なお15歳以上18歳未満のお子様は本人もしくは親権者が届出することができます。

署名は上に書いてある「届出できる人」本人がしないとダメだけど、窓口には一人でまとめて持って来てもらっても大丈夫だよ



届出に必要な持ち物

通知された振り仮名が正しかった方

- ◎通知ハガキ
- ◎通知ハガキを忘れてしまった、紛失してしまったなどの場合
現在使用している振り仮名を確認できるもの
「キャッシュカード」「クレジットカード」「年金手帳」「預金通帳」「パスポート」等

※どれもお持ちでない場合も届出はできますが、確認に時間を要する場合があります。

通知された振り仮名が異なっていた方

- ◎通知ハガキ
- ◎現在使用している振り仮名を確認できるもの
「キャッシュカード」「クレジットカード」「年金手帳」「預金通帳」「パスポート」等

※どれもお持ちでない場合は、別の証明書類をご提示いただく場合があります。また確認に時間を要する場合があります。

制度全般に関するお問合せ先

法務省コールセンター

TEL : 0570-05-0310

令和7年5月26日～令和8年5月26日まで

午前8時45分～午後5時15分

(土日祝、年末年始を除く)

届出に関するお問合せ先

八尾市役所 市民課 記録係

TEL : 072-991-3881 (代表)

「戸籍の振り仮名の件」とお問合せください